

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年2月12日

**【四半期会計期間】** 第87期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

**【会社名】** 森尾電機株式会社

**【英訳名】** MORIO DENKI CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 菊地裕之

**【本店の所在の場所】** 東京都葛飾区立石四丁目34番1号

**【電話番号】** (03)3691 3181(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 木下寛

**【最寄りの連絡場所】** 東京都葛飾区立石四丁目34番1号

**【電話番号】** (03)3691 3181(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 木下寛

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期 連結累計期間	第87期 第3四半期 連結累計期間	第86期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年12月31日	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (千円)	5,753,932	6,660,647	8,499,444
経常利益 (千円)	109,157	298,072	281,482
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	68,155	198,187	209,922
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	182,879	286,375	273,761
純資産額 (千円)	3,710,110	4,032,318	3,800,962
総資産額 (千円)	8,957,174	10,146,527	9,189,013
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	49.55	144.09	152.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	41.4	39.7	41.4

回次	第86期 第3四半期 連結会計期間	第87期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2017年10月1日 至 2017年12月31日	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	27.22	99.12

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 2017年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第86期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

#### （1）財政状態の状況

##### （流動資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べて16.4%増加し、66億39百万円となりました。これは、主として棚卸資産が8億52百万円、現金及び預金が2億13百万円増加し、受取手形及び売掛金が1億21百万円減少したこと等によります。

##### （固定資産）

固定資産は、前連結会計年度末に比べて0.7%増加し、35億6百万円となりました。これは、主として投資有価証券が1億20百万円増加したこと等によります。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べて10.4%増加し、101億46百万円となりました。

##### （流動負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べて16.4%増加し、47億7百万円となりました。これは、主として短期借入金が5億22百万円、支払手形及び買掛金が2億70百万円増加し、賞与引当金が77百万円減少したこと等によります。

##### （固定負債）

固定負債は、前連結会計年度末に比べて4.7%増加し、14億7百万円となりました。これは、主として繰延税金負債が68百万円増加したこと等によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて13.5%増加し、61億14百万円となりました。

##### （純資産）

株主資本は、前連結会計年度末に比べて4.4%増加し、33億81百万円となりました。これは、主として利益剰余金が1億43百万円増加したこと等によります。

その他の包括利益累計額合計は、前連結会計年度末に比べて15.7%増加し、6億50百万円となりました。これは、主としてその他有価証券評価差額金が78百万円増加したこと等によります。

この結果、純資産合計は、前連結会計年度末に比べて6.1%増加し、40億32百万円となりました。

#### （2）経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益、雇用情勢、所得水準に改善が見られ、穏やかな回復基調にあります。一方、米中貿易戦争や、英国のEU離脱問題等による日本経済への影響などの不確実性が高く先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは積極的な営業活動を展開しました結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は66億60百万円（前年同四半期比9億6百万円、15.8%増）となり、受注高は63億97百万円（前年同四半期比5億56百万円、9.5%増）となりました。

利益につきましては、好調な売上を背景に、当第3四半期連結累計期間の営業利益は2億92百万円（前年同四半期比1億82百万円、165.8%増）、経常利益は2億98百万円（前年同四半期比1億88百万円、173.1%増）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は1億98百万円（前年同四半期比1億30百万円、190.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

[ 電気機器製造販売事業 ]

電気機器製造販売事業の売上高は65億50百万円（前年同四半期比9億9百万円、16.1%増）となり、受注高は63億97百万円（前年同四半期比5億56百万円、9.5%増）となりました。

主力の鉄道関連事業につきましては、主に国内通勤近郊電車等の車両需要向けを中心に受注活動を展開した結果、売上高は52億87百万円（前年同四半期比8億31百万円、18.6%増）となり、受注高は47億77百万円（前年同四半期比6億15百万円、14.8%増）となりました。

自動車関連事業につきましては、各高速道路会社等に対し車載標識車を中心とする受注活動を展開した結果、売上高は11億17百万円（前年同四半期比3百万円、0.3%増）となり、受注高は14億26百万円（前年同四半期比1億71百万円、10.7%減）となりました。

船舶等関連事業につきましては、防衛省関連等への出荷を中心に受注活動を展開し、売上高は1億45百万円（前年同四半期比74百万円、106.0%増）となり、受注高は1億93百万円（前年同期比1億12百万円、140.2%増）となりました。

[ 不動産関連事業 ]

不動産関連事業につきましては、各賃貸マンションが堅調な売上を維持しており、売上高は1億10百万円（前年同四半期比2百万円、2.3%減）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、鉄道車両や自動車・船舶関係の電装品メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、電装品や装置の開発設計の技術者集団として、豊富な経験とノウハウに裏付けされた技術力、設計から販売まで、顧客のニーズを確実に捉えた製品づくりを可能とした一貫生産体制、安全性を重視した製品を提供するための徹底した品質管理体制、長年の間に築き上げた顧客との強固な信頼関係、地球環境保全への貢献を意識した企業精神等が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が2)に記載する本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

## 2) 基本方針実現のための取り組み

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は主に受注生産により事業を行っているため、主力の鉄道関連事業では国内・海外車両の代替需要及び新規需要の影響を大きく受けます。したがって、経済環境による収益への影響を抑えるために、一貫生産体制の推進及び顧客のニーズを的確に捉えた製品供給を通じて、生産性の向上と収益体質の強化に取り組んでおります。具体的には、作業効率の改善と消費電力の削減、また、振動や騒音の低減による環境面に配慮した「タレットパンチプレス」や「レーザー加工機」の新機種を積極的に導入するなど、竜ヶ崎事業所工場棟の老朽化した機械設備を順次計画的に最新鋭のものに更新してまいります。さらに、照明のLED化や社内空調設備の更新等により作業環境の大幅な改善と地球環境保全への貢献を目指してまいります。

また、国内の鉄道車両産業が成熟化するなかで、海外鉄道車両事業への関わりがますます大きくなってまいりますので、引き続き海外鉄道車両案件への対応力の一層の向上に取り組んでまいります。その一環として、2013年8月に開設した米国現地法人では、2015年3月より現地生産品の納入が始まりました。さらに、2016年7月には新工場への移転を行い、事務所と倉庫を集約することで、コミュニケーションの充実と業務の効率化を図りました。

2012年3月には創業100周年記念事業の一環として、旧日本の再開発計画に着手しました。本社社屋は2013年12月に完成し、本社社屋を本社事務所と賃貸住宅の共用建物として建て替えました。このことにより、不動産賃貸事業の強化と収益の安定化を図ることができました。

2016年12月に品質マネジメントシステム「ISO9001」、2017年2月には、環境マネジメントシステム「ISO14001」の各認証について、年次審査とともに2015年度版へ移行いたしました。特に品質マネジメントシステム「ISO9001」については、2015年度版への移行に伴い、本社及び竜ヶ崎事業所以外に大阪営業所と仙台出張所も認証取得を行い、対象の範囲を広げました。また、複数のマネジメントシステム規格を同時利用する際の利便性を高めるため、ISO9001、ISO14001の両規格に共通の規格構造や要求事項などが採用され、経営や事業との一体化を図ることで、より効果的な推進体制を整えられるようになりました。当社では、企業の社会的責任の最重要取り組みの一つとして、品質保証レベルの向上並びに環境配慮設計への取り組みを強化してまいります。引き続き社会から信頼される企業として、新たなマネジメントシステムに基づき、品質管理と環境保全への万全な取り組みを推進してまいります。

さらに取締役会が適正かつ効率的に業務執行機能を発揮できるよう、取締役の責任を明確化し権限を強化することで事業運営上重要な事項について常勤役員による迅速な意思決定ができる体制を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的にチェックする体制が図られている等、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2009年5月8日付取締役会決議及び同年6月26日付定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、2018年5月11日開催の当社取締役会において、同年6月28日開催の定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として本対応方針を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下、かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見をとりまとめて公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2018年6月28日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.morio.co.jp/>）に掲載する2018年5月11日付プレスリリースをご覧ください。

### 3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

2) に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、2)に記載した本対応方針も、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができることとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は14百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,700,000
計	5,700,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,425,000	1,425,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	1,425,000	1,425,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年12月31日		1,425,000		1,048,500		897,272

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 49,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,371,400	13,714	
単元未満株式	普通株式 4,100		
発行済株式総数	1,425,000		
総株主の議決権		13,714	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。  
 また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。  
 2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式42株が含まれております。  
 3. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2018年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 森尾電機株式会社	東京都葛飾区 立石4-34-1	49,500		49,500	3.47
計		49,500		49,500	3.47

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第3四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2018年10月1日から2018年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,114,517	1,327,720
受取手形及び売掛金	2,627,463	2,506,018
商品及び製品	42,060	107,525
仕掛品	1,416,578	2,210,002
原材料及び貯蔵品	457,541	451,122
その他	48,540	37,374
流動資産合計	5,706,701	6,639,764
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,875,263	2,887,723
減価償却累計額	1,353,647	1,415,960
建物及び構築物(純額)	1,521,615	1,471,762
土地	63,665	63,720
その他	630,302	640,227
減価償却累計額	425,698	465,934
その他(純額)	204,604	174,292
有形固定資産合計	1,789,885	1,709,776
無形固定資産	376,751	361,708
投資その他の資産		
投資有価証券	1,252,026	1,372,567
その他	63,648	62,711
投資その他の資産合計	1,315,674	1,435,278
固定資産合計	3,482,312	3,506,763
資産合計	9,189,013	10,146,527

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,126,499	2,397,136
短期借入金	1,374,324	1,896,524
未払法人税等	72,125	48,490
賞与引当金	151,000	74,000
役員賞与引当金	22,000	-
その他	297,717	290,937
流動負債合計	4,043,666	4,707,087
固定負債		
長期借入金	817,576	855,928
繰延税金負債	185,022	253,248
その他	341,786	297,944
固定負債合計	1,344,384	1,407,121
負債合計	5,388,051	6,114,209
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,500	1,048,500
資本剰余金	897,272	897,272
利益剰余金	1,363,088	1,506,257
自己株式	70,467	70,469
株主資本合計	3,238,394	3,381,561
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	564,116	642,962
為替換算調整勘定	1,547	7,793
その他の包括利益累計額合計	562,568	650,756
純資産合計	3,800,962	4,032,318
負債純資産合計	9,189,013	10,146,527

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)
売上高	5,753,932	6,660,647
売上原価	4,885,723	5,543,760
売上総利益	868,208	1,116,886
販売費及び一般管理費	758,241	824,618
営業利益	109,967	292,267
営業外収益		
受取利息	24	24
受取配当金	14,912	16,120
受取補償金	800	1,844
為替差益	-	5,696
雑収入	6,719	8,103
営業外収益合計	22,455	31,789
営業外費用		
支払利息	21,621	22,962
為替差損	1,565	-
雑損失	80	3,022
営業外費用合計	23,266	25,984
経常利益	109,157	298,072
特別利益		
固定資産売却益	3,492	-
特別利益合計	3,492	-
特別損失		
固定資産除却損	7,185	8,149
特別損失合計	7,185	8,149
税金等調整前四半期純利益	105,463	289,922
法人税、住民税及び事業税	6,628	64,928
法人税等調整額	30,680	26,807
法人税等合計	37,308	91,735
四半期純利益	68,155	198,187
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	68,155	198,187

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
四半期純利益	68,155	198,187
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	113,210	78,846
為替換算調整勘定	1,513	9,341
その他の包括利益合計	114,724	88,187
四半期包括利益	182,879	286,375
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	182,879	286,375
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
受取手形	21,686千円	161,168千円
支払手形	276,529千円	193,866千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	183,384千円	209,010千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年5月10日 取締役会	普通株式	41,266	3	2017年3月31日	2017年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月11日 取締役会	普通株式	55,018	40	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：千円)

	電気機器 製造販売事業	不動産 関連事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高					
外部顧客への売上高	5,640,881	113,050	5,753,932		5,753,932
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	5,640,881	113,050	5,753,932		5,753,932
セグメント利益	152,851	58,200	211,052	101,084	109,967

(注) 1. セグメント利益の調整額 101,084千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 101,084千円であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：千円)

	電気機器 製造販売事業	不動産 関連事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高					
外部顧客への売上高	6,550,212	110,434	6,660,647		6,660,647
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	6,550,212	110,434	6,660,647		6,660,647
セグメント利益	359,280	56,120	415,400	123,132	292,267

(注) 1. セグメント利益の調整額 123,132千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 123,132千円であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	49円55銭	144円09銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	68,155	198,187
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	68,155	198,187
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,375	1,375

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月1日

森尾電機株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北 島 緑 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 清 水 谷 修 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森尾電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森尾電機株式会社及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。